

今月の
テーマ

金融リテラシー“生命保険編”Part.3 【続：収入保障保険編】

先月号で社会保障制度に加入しているということは、ある意味「生命保険」の一部を担っている事でもあると解説した。今回の収入保障保険を考える上でも、避けては通れない。しかしながら、それを理解している方が極めて少ないことに愕然してしまう。新社会人がお給料をもらい始め、知らされていた初任給の明細を見て、多くの方が“えっ、これだけ”と驚く。健康保険、厚生年金、雇用保険料、所得税、住民税などが引かれ、その合計は額面給料のなんと20%以上にもなるのである。これらは問答無用で引かれてしまうのに、何も知らずに、いや知られずにいるということは、なんと理不尽な事だろうか…。所得税・住民税はともかく、健康保険、厚生年金は先にも述べたように生命保険としての役割も果たしているのだから、無駄な保険料を払わないためにも知っておく必要があるので。「金融リテラシー」ならぬ「社会保険リテラシー」を身に付

けなければならない。私たちが生きていく上で身に付けるべきリテラシーは、なんと多い事だろうか…!? “そんなのいちいち覚えてられつか”というばやきも聞こえてきそうだが、知らないままで損失を増やさないためにも、面倒くさがらずにお付き合い願いたい。

「金融リテラシー」はもとより、情報を持つものと持たない者の格差も、何気ない損失を招く最大の敵は、この“面倒くさい”に他ならない。この度のテーマである収入保障保険の加入にあっても、「社会保険リテラシー」を考え、保険会社の情報、保険商品ごとの特徴や保険料の違いなどの情報は、家計収支に直結する問題だ。“面倒くさい”を超えた先には、登山で山頂に到達し360度の視界が開けた爽快感にも似たものがある。

さて、山頂を目指していざ…。

”はい、皆さん分かりましたね…”
”!?”という訳にはいかないよなあ。
”また面倒くさい講釈が始まつた”と思わないで、「社会保険リテラシー」を高めると思って、しばしお付き合いを願いたい。身体障害者手帳は、都道府県などが交付する手帳で、その目的は自立した生活や社会活動への参加を促し、支援することを目的とされている。身体障害者手帳の発行は「身体障害者福祉法」が定める身体上有りのある人が対象であるが、取得することは任意

【身体障害者手帳】
障がい者を1級から7級の等級に分類、手帳を申請する際に審査が行われ、等級が認定されます。等級は1級に近くほど障がいの程度が重く、7級に近づくほど程度が軽くなります。ただし、身体障害者手帳は、6級以上の障害に対して交付され、7級の障がい単独では交付対象になりません。

次に、「身体障害者手帳」。

【身体障害者福祉法とは】
身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的としている。

先月号で1級の障害者に認定されたのに、「団体信用生命保険」の高度障害に認定されなかったことを紹介したが、改めて「身体障害者福祉法」が何者なのかを考えてみよう。生命保険を考える上で、公的な社会保障を理解せずして生命保険を語るべからずと説いてきた。ならば、まずはそれが何かを知らねばならない。簡単に法律を引用させてもらえば次の通りだ。

身体障害者福祉法とは

先月号で1級の障害者に認定されたのに、「団体信用生命保険」の高度障害に認定されなかったことを紹介したが、改めて「身体障害者福祉法」が何者なのかを考えてみよう。生命保険を考える上で、公的な社会保障を理解せずして生命保険を語るべからずと説いてきた。ならば、まずはそれが何かを知らねばならない。簡単に法律を引用させてもらえば次の通りだ。

身体障害者福祉法とは



つぶやきがんちゃんの

生活 知恵袋

Vol. 150

生活中に
何かと役立つ
連載コラム

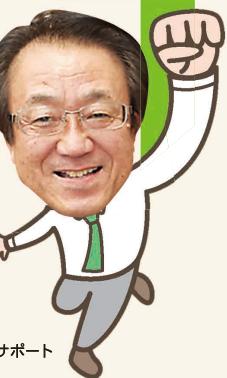
今月も
つぶやき
ます!

つぶやき
がんちゃん

斎藤 廣勝

(さいとう ひろかつ)

株式会社トータルライフサポート
代表取締役



- ・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
- ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
- ・住宅ローンアドバイザー
- ・金融広報アドバイザー

保険と暮らしの相談センター

ご加入中の火災保険は大丈夫!?

近年、局地的な豪雨や落雷、竜巻、異常な大雪などにより家屋や家財の損害が増えています。現在ご加入中の火災保険でしっかりと対応できますか? 詳しい補償内容をチェックしてみましょう!!

お気軽にご相談ください。

株式会社
トータルライフサポート

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22
● 営業時間 / 9:30~18:00
(土・日・祝日は9:30~17:00)
● 定休日 / 水曜日

TEL 018-827-7611
FAX 018-827-7610
URL <http://tis-akita.co.jp>

詳細はホームページでもご覧いただけます。

だ。発行を受ける事自体に抵抗を感じる方もあるが、手帳を持っていることで社会に自身のことを深く理解してもらうことができたり、「障害者自立支援法」が定める福祉サービスを受けることができたり、公共交通機関の割引を受けたり料金や交通機関の割引を受けたりと、さまざまなメリットもある。今回テーマである「収入保障保険」からの保障を受けられることにも関係してくるので、避けては通れないのだ。

障がいの種類

ひとくくりに障がいと言つても、その内容は人によって大きく異なっている。次に、その種類を並べてみるので確認してみよう。

【障がいの種類】

- ・視覚障がい
- ・聴覚又は平衡機能の障がい
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
- ・肢体不自由
- ・心臓じんぞう又は呼吸器の機能の障がい
- ・ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障がい

収入保障保険のプラスα

かつて収入保障保険は団体信用生命保険同様に死亡と高度障害のみだったが、今では多くの保険会社が、特約・特則として障害状態や要介護で働くなくなった際にも保障するものが多くなっている。先の例のように死ぬことよりも怖い現実に対し、住宅ローンなどの借入金の返済目的や、自身が生きるために保険として、外せない重要な保障と位置付けたいものだ。もちろん、公的な保障の存在も忘れてはならない。

病気やケガで就業不能となる場合に4日目以降の休業に対して3分の2の傷病手当金が支給される。最長は1年6ヶ月までとなる。さらに、障害基礎年金(障害等級1・2級)、障害厚生年金(障害等級1・2・3級)が障害の程度に応じて支給されるが、その金額はこれまでの就業による収入を満たせるような金額には程遠い。したがって、収入保障保険の保険金額の設定にあたっては、あとどれ位足りないかを考慮すべきものである。

どんな時に払ってもらえない?では具体的にどのような状態の時に払ってもらえるのだろうか?保険会社によってその基準は微妙に異なる。各保険会社が定める所定の状態というものもあるが、最も分かりやすいのは公的制度に連動するもので、要介護、国民年金法による障害状態、障害者福祉法による障害等級を基準としているものである。しかし、皆さんに理解していただきたいのは、1級の障害者手帳イコール生命保険の高度障害ではないということだ。

をお勧めしたい。

保険期間の考え方

一概に何年、何歳までと定義付けられるものではないが、子どものために考えれば末子のひとり立ちするまで、配偶者のためを考えれば配偶者が公的年金を受給するまで、住宅ローンなどの負債整理を考えればそ

の残余期間、自身の生活費という二とであれば公的年金受給開始年齢までという具合に、それぞれの年齢や

家族構成などによって当然に異なつてくる。場合によっては、目的ごとに保険期間の違う複数の契約にする方法も存在する。その場合は、終身保険や定期保険への特約という契約では、他の保険に影響されるため、是非とも単独の契約にする」とお

勧めしたい。将来の生活環境の変化などに柔軟に対応するためにも、目的ごとに分けた契約にすることが大切だ。

いわゆる「目的一保険」とすることであっても、必要とする保険期間も、実際に明快で分かりやすくなるはずだ。

生命保険リテラシーを

生命保険の加入が、それぞれの世帯の環境に合わせたオリジナルのものである必要があるが、加入自体が目的になってしまっていることがなると多い事か……無駄な保険料負担をしないためにも、改めて自身のための生命保険を考えてみよう。来月号に続く…。

来月号は

来月号に続く…とは言ったものの、早いもので来月号は新年号だ。これは、まだ寄り道をして2021年の振り返りと、来年を展望しよう。

障害の程度(例)	
等級	障害の重さ
1級	最重度
2級	重度
3級	中度
4級	中度
5級	軽度
6級	軽度